

## 別表十（十）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人が平成4年改正措置法附則第27条《関西文化学術研究都市における文化学術研究交流施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例に関する経過措置》又は平成3年改正措置法附則第18条

《東京湾横断道路の建設事業を行う会社に対し出資をした場合の課税の特例に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合に記載します。